

★ 静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金申請の流れ ★

静岡市では、音楽、演劇、舞踊その他の芸術文化活動を行う者を育成し、もって市民の芸術文化活動の振興を図るため、芸術文化活動（スポーツ活動を除く。）の発表会に出場する個人又は団体に対して、参加奨励補助金を交付しています。

下記の事項及び要綱をよくお読みになって、ご利用下さい。

1. 対象者

芸術文化活動の発表会に参加する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者。

- (1) 個人：市内の学校等に在学する児童・生徒・学生
- (2) 団体：活動拠点が市内にあり児童・生徒・学生で構成される団体（上限 50 名）

※社会人は除く。

※発表会への出場者のみ対象。（引率者、機材運搬者等は対象外。）

2. 補助対象となる発表会

- (1) 全国的な規模及び水準をもって開催される発表会であって、芸術文化の振興に資すると市長が認めるもの
- (2) 中部地方（東海地方、北陸地方及び信越地方をいう。）にまたがる規模及び水準をもって開催される発表会であって、芸術文化の振興に資すると市長が認めるもの

※静岡県内で開催される発表会は除く。

※上記「市長が認めるもの」の例

①国、都道府県又は都道府県教育委員会が主催、共催又は後援する発表会

②地区大会等に入賞するなど、優秀な成績をもって参加する全国的な発表会

3. 補助金額

- (1) 全国規模の発表会 1人につき 3,000円
- (2) 中部地方規模の発表会 1人につき 2,000円

4. 申請方法

- (1) 申請書（様式第1号）に必要事項（記入例参照）を記入し、押印してください。

※申請者が、学校の場合は学校名と学校長名を、団体の場合は団体名と代表者名を、申請者として記入してください。

※参加者が個人で未成年者の場合は保護者の方が申請してください。

- (2) 申請書は、次の添付書類を添えて、必ず発表会開催日より前に提出してください。

<申請時の添付書類>

<申請書以外の必要提出書類>… 1～2(3、4は必要に応じて)

1. 発表会開催要項又はこれに準ずる書類
2. 収支予算書
3. 団体の場合、発表会出場者名簿
(書式は問いませんが、出場者名・人数が明確にわかるものを！)
4. 受領関係書類
 - (1) 相手方登録申請書（P28）※1回限りの支払、登録申請済の場合は不要
 - (2) 委任状（P30）※申請者と受任者が異なる場合、必要となります。

5. 申請先及びお問い合わせ先

〒420-8602 静岡県葵区追手町5番1号 静岡庁舎 新館 16階

静岡市役所 観光交流文化局 文化振興課

電話：054-221-1040（8:30～17:15 土日祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

6. 申請後の流れ

1. 申請書審査後、交付決定通知書(様式第2号)P39を送付します。



2. 事業終了後速やかに、報告書（様式第5号）P24に請求書P36を添えて提出してください。添付資料はP34～37を参照してください。



3. 提出された報告書を確認・審査後、交付決定通知書(様式第6号)P42を送付します。



4. 請求書確認後、補助金を指定口座に振り込みます。

7. 出場者数を変更した場合の流れ

1. 交付決定後、出場者人数に変更があった場合、速やかに変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。（補助金交付額が変更になります。）

※必ず変更前・変更後の出場者名簿を添付してください。

（〔変更〕申請者は、申請者と同一としてください。P23を参照してください。）



2. 変更申請審査後、変更承認通知書（様式第4号）P41を送付します。



3. 事業終了後は、「申請後の流れ2.」以降と同じ流れとなります。

8. その他

この申請書等の書式は、静岡市のホームページからもダウンロードしてご使用いただけます。

静岡市役所 芸術文化活動発表会補助金

検索

カチ!

☆ 必ず発表会開催前に申請してください ☆

発表会開催日より前に申請手続きを！発表会後は受け付けできません！

☆ 申請・報告の前に確認してください！ ☆

①申請時の収支予算書の添付、実施報告時の収支決算書の添付

②県内開催の大会は対象外 ③社会人は対象外